

7 いじめ防止等のための基本的な方針

1 はじめに

いじめとは、「当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。上記の考え方のもと、本校では全教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない」という基本認識にたち、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定した。本校でも、いじめは絶対に許されないというスタンスのもと、以下のような組織を運営していきながらいじめの防止のために努力している。

2 いじめ防止等のための組織

① いじめ不登校対策委員会

校長、教頭、主幹教諭、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援Co、生活指導部員で構成する。
必要に応じて委員会を開く。

② いじめ不登校対策会議

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、各学年生活担当者、（特別支援Co）、SC、SSWが集まり、週1で、時間割に組み込み開催する。必要に応じて、「①いじめ不登校対策委員会」に上げる。

3 いじめが起きにくい学校づくり

① 規律のある学校環境をつくる

適度な「規律」のある学校生活は、生徒に安心感を与えることができ、安全の確保にもつながる。生徒が落ち着いた雰囲気の下で学習に取り組めたり、問題行動やトラブルに対して適切に対処したりすることが「規律」となり、いじめが起きにくい学校となる。

② 生徒の自己有用感を高める

他者から認められることで得られる「自己有用感」は、生徒の自信となり、少々のトラブルには負けない社会的な免疫力となり、いたずらに他者を貶めたり、貶められたりすることの予防となる。毎時間の授業の中で、互いの良さを認め合ったり、人間関係づくりプログラムを通して、ソーシャルスキルを身につけたりしていくことで「自己有用感」が養われていく。

③ 確かな学力の育成

一日の大半を占める授業の中で不安や不満を感じさせないだけの「学力」保障は、社会的免疫力の低下を防ぐことになる。生徒の主体的な思考を促すために、よりよい授業づくりをし、生徒の「学力」の保障に努めていきたい。

④ 生徒会活動・委員会活動の活性化

生徒の自発的・自治的な実践活動を促進することで、生徒の自主性、自発性、社会性を身につけることができる。また、学級集団の人間関係を越えた、異年齢での集団活動の経験が豊かな人間性を身につける。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

① 教育相談の実施

生徒が抱える問題や悩みが大きくなる前にいち早く気づくことができるのが教育相談の大きな利点である。専門機関のように本人や親から自発的に相談に来るのを待つのではなく、小さな兆候をとらえて事案に応じて適切に対応し、深刻な状態になる前に早期に対応することが可能となる。

② 心のアンケートの実施

全生徒を対象に「心のアンケート」を毎月行い、生徒の悩みや人間関係を把握しいじめのない学校づくりを目指す。

③ 三者面談の実施

保護者、本人との情報交換を行い、いじめにつながるおそれのあることについて早期に把握し、早期に対応する。その情報について、「報告・連絡・相談」が迅速かつ適切に行われるように努める。

④ いじめに対する基本認識を持ち、日々の生徒の様子を観察する

「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての職員が、生徒の様子を見守り、観察を丁寧に行う。生徒の小さな変化を見逃さないように努める。

⑤ いじめへの対応

- ・発見した職員が被害生徒を加害生徒から引き離す。（別室へ入れて事情を聴く）
※第一報を生徒指導主事、学年主任へ必ず入れる
- ・被害生徒への聴取が済み次第、加害生徒への聴取や指導へ入る。
- ・その日のうちに一定の解消を図る。
※いじめに関与した生徒の保護者へ、必ず報告する。
- ・指導後も、加害生徒と被害生徒の様子を観察したり、定期的に被害生徒へ声をかけたりして、再発防止に努める。

⑥ 関係諸機関との連携

必要に応じて、外部機関（学校教育課、あすなる、こども未来課、児童相談所、警察、医療機関）と連携を図り、適切に対応する。

5 重大事態への対応

※別紙参照